

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、42年3月から43年9月までは3万9,000円、同年10月から44年6月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月8日から44年7月21日まで

私は、昭和34年4月1日にA社に入社し、B業務のために途中で海外の会社に約1年間出向したことはあるものの、44年7月20日に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録等の資料及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、同社に在籍していたことが認められる。

また、A社から提出された資料並びに申立人及び同僚の記憶によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月8日から43年5月ごろまでの期間において、海外の会社に出向していたことが確認できるところ、A社では、「B業務のための出向であり、給与も当社が支給していたので、出向していた期間についても、継続して厚生年金保険に加入させていたはずである。」としており、複数の同僚も、同様のことを述べている。

さらに、申立人の後任として前述の海外の会社に出向した同僚及びA社の関連会社に出向していた複数の同僚は、出向していた期間についても、厚生年金保険被保険者資格を継続して有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社に入社し、同様の業務に従事した同年代の同僚の申立期間の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和42年3月から43年9月までは3万9,000円、同年10月から44年6月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が昭和42年3月8日に被保険者資格を喪失した旨の届出が同年4月15日に受け付けられたことが記載されている。また、事業主は、申立期間に行われるべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び申立てどおりの被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主は、同年3月8日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から44年6月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年10月1日まで
申立期間の標準報酬月額が30万円となっているが、昭和57年5月から同年7月までの3か月間に係る報酬月額の平均から、記録を32万円と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賃金明細書によれば、申立期間のうち、昭和58年2月、同年6月、同年7月及び同年9月については、給与総支給額は、オンライン記録上の標準報酬月額に比べ高額となっていることは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えている場合に記録を訂正することとなるところ、前述の賃金明細書によれば、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

なお、申立人は、昭和57年5月から同年7月までの3か月間の給与総支給額の平均から、申立期間の標準報酬月額を32万円と訂正すべきであると申し立てているところ、申立期間当時は、算定対象月である毎年5月から7月までの3か月間の給与総支給額の平均から、標準報酬月額を決定することとさ

れていたが、36年1月26日付け厚生省保険局長通達（保発第4号）により、算定対象月に4月以前の昇給差額が支給された場合は、当該差額は除いて算定することとされている。前述の57年6月の賃金明細書によれば、同年4月及び同年5月に係る各種手当の昇給差額が「精算」として支給されたことが確認でき、これらの「精算」額のうち、同年4月に係る分を除いた同年5月から同年7月までの3か月間の給与総支給額の平均から決定される標準報酬月額は、30万円となることから、当時の標準報酬月額の算出は適正であったと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案 933 (事案 58 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 20 日から 40 年 4 月 20 日まで
私は、正社員として、昭和 38 年 11 月 25 日から 39 年 4 月 24 日まで A 社 (現在は、B 社) に勤務し、この間は厚生年金保険に加入している。しかし、その後の申立期間については、同じ条件で同社に勤務していたにもかかわらず、加入記録が無い。私が勤務していたことを証言してくれる同僚が新たに見付かったので、再度、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B 社の事業主に照会しても、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できないこと、ii) A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において、申立人の氏名及び生年月日等の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらないこと、iii) 申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険に加入していなかった可能性も考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、A 社に勤務していた当時のものとする写真を提出した上で、「昭和 40 年 2 月ごろに A 社に入社した同僚が、『私と同じく勤務していたことを証言する。』としている。」と述べているところ、当該同僚は、「申立人は、農閑期だけの勤務であった。」と述べているのみで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することはできなかった。

また、A 社 C 営業所の班長は、「当時、申立人をアルバイトとして雇い入

れた。申立人以外にもD市出身の二人のアルバイトを雇い入れたことがある。」と述べているところ、オンライン記録によれば、当該二人についても、同社における被保険者記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間において被保険者となったことが確認できる者に新たに照会したところ、自らの身分を正社員以外であると回答した者は見当たらなかったことから、同社では、当時、正社員についてのみ、被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

さらに、別のD市出身の同僚は、「申立人と同様に、一度目は長く勤務するつもりで正社員として勤務したが、一身上の都合で辞めた。二度目の勤務は短期間だった。」と述べているところ、当該同僚に係るオンライン記録によれば、二度目にA社に短期間勤務したとする際の被保険者記録は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。